

## 天草市文化的景観形成事業補助金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、文化的景観（文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）第134条第1項の規定に基づき国が選定した文化的景観。以下「重要文化的景観」という。）の優れた景観の形成に寄与する個人又は団体等が行う景観づくり事業に対し交付する補助金に関し、天草市補助金等交付規則（平成18年天草市規則第48号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象等)

第2条 市長は、重要文化的景観の形成に寄与すると認められる行為（以下「補助対象行為」という。）を行う場合、補助対象行為の実施にあたり必要な経費（以下「補助対象経費」という。）に対し、予算の範囲内で補助金を交付することができる。

2 補助金の補助対象行為の内容、補助率又は基準及び補助金の限度額は、別表第1に掲げるとおりとする。

3 第1項の規定にかかわらず、補助対象行為を行おうとする者が、市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び後期高齢者医療保険料等の市税や保育料、上下水道料等の料金を滞納している場合は、補助の対象としないものとする。

(事前協議)

第3条 補助金の交付を申請しようとする者は、あらかじめ市長と協議し、その内容についての指導や助言を受けるものとする。この場合において、次の各号に掲げる書類を提示するものとする。

(1)天草市文化的景観形成事業事前協議書（様式第1）

(2)設計図書及び現地写真

(3)その他、市長が特に認めるもの

2 市長は、前項の協議書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認め承認したときは、補助限度額の範囲内において、重要文化的景観形成事業事前協議通知書（様式第2）により協議申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、当該事業に着手する前に規則第3条に掲げる書類のほか、別表第2に掲げる図書を添付し、市長に提出しなければならない。

2 第11条に規定する補助金の交付を受けた行為については、当該補助金の交付を受けた日から5年を経過しなければ、同一物件に係る同一補助対象行為について前項に規定する交付申請書を提出することはできない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1)同一物件に係る同一補助対象行為の事業期間を複数年に分割して行う場合で、市長の承認を受けているとき

(2)住民団体等が行う景観形成活動

(3)その他、市長が特に認める場合

3 前項第1号の承認を受けようとする者は、あらかじめ、重要文化的景観形成事業全体計画協議書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

4 市長は、前項の協議書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助限度額の範囲内において、重要文化的景観形成事業全体計画承認通知書（様式第4）により、協議申請者に通知するものとする。

（事業着手報告及び事業実績報告書の提出）

第5条 補助事業者は、補助対象事業に着手したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに規則第12条に掲げる書類のほか、別表第3に掲げる図書を添付して市長に提出しなければならない。

（予定期間内に完了しないとき等の報告）

第6条 補助事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

（延滞金）

第7条 補助事業者は、規則第16条第4項の規定により補助金の返還を命令された場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第19条第2項の規定に準じて算出した延滞金を納付しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認める場合は、遅延利息の全部又は一部を免除することができる。

（補助対象建築物等の適正管理）

第8条 補助事業者は、補助を受けた建築物等の適正な管理に努めなければならない。

（代理受領）

第9条 申請者は、代理受領により補助金の交付を受けようとするときは、第4条第1項又は第5条第2項の規定による書類を市長に提出する際に、あわせて代理受領委任状（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（代理受領の変更）

第10条 申請者は、代理受領の内容を変更するときには、速やかに代理受領変更届（様式第6）を市長に提出しなければならない。

2 申請者は、代理受領を中止しようとするときは、速やかに代理受領中止届（様式第7）を市長に提出しなければならない。

（規定の準用）

第11条 第9条の申請があった場合、次に掲げる事項については、規則第15条及び第16条の規定を準用する。これらの規定中「補助事業者等」とあるのは「代理受領者」と読み替え、「補助金等交付請求書」とあるのは「代理受領補助金請求書（様式第8）」

と読み替える。

(1) 補助金等の交付の請求

(2) 補助金等の交付決定の取消し又は返還

2 前項の規定により提出する代理受領補助金請求書には、次に掲げる書類を添えること。

(1) 実施した事業に係る申請者宛ての請求書

(2) 実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し

(委任)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

**この要領は、令和元年9月20日から施行する。**

別表第1（第2条関係）

重要文化的景観形成事業補助金補助対象事業等一覧

補助対象項目	補助対象者	補助対象行為		補助率等	限度額	
街区の景観形成事業 (世界遺産コアゾーン予定の範囲)	土地又は建築物等の権利を有する者又は住民団体	建築物	建築基準法第2条第1項、第2項の定めによる	新築、増築、改築及び移転に係る工事のうち外壁、屋根等の工事及び除去に係る工事で、景観の形成上必要と認める工事	補助対象経費の6/10以内 (他の補助金等がある場合はその補助金等を控除した額)	290万円
			大規模な修繕、模様替え及び外壁面の色彩の変更に係る工事のうち景観の形成上必要と認める工事			
		工作物	門、塀、屋外建築設備及び地上工作物	新設、増築、改築及び移転に係る工事のうち屋上施設及び壁面設備又は地上設備の工事及び除去に係る工事で景観の形成上必要と認める工事		
				大規模な修繕、模様替え及び外壁面の色彩の変更に係る工事のうち景観の形成上必要と認める工事		

補助対象項目	補助対象者	補助対象行為		補助率等	限度額	
街区の景観形成事業 (道路(トウヤを含む)から見える部分)	土地又は建築物等の権利を有する者又は住民団体	建築物	建築基準法第2条第1項、第2項の定めによる	新築、増築、改築及び移転に係る工事のうち外壁、屋根等の工事及び除去に係る工事で、景観の形成上必要と認める工事	補助対象経費の1/2以内 (他の補助金等がある場合はその補助金等を控除した額)	120万円
				大規模な修繕、模様替え及び外壁面の色彩の変更に係る工事のうち景観の形成上必要と認める工事		60万円
		工作物	門、塀、屋外建築設備及び地上工作物	新設、増築、改築及び移転に係る工事のうち屋上施設及び壁面設備又は地上設備の工事及び除去に係る工事で景観の形成上必要と認める工事		60万円
				大規模な修繕、模様替え及び外壁面の色彩の変更に係る工事のうち景観の形成上必要と認める工事		40万円
街区以外の景観形成事業 (道路から見える部分)	土地又は建築物等の権利を有する者又は住民団体	建築物	建築基準法第2条第1項、第2項の定めによる	新築、増築、改築及び移転に係る工事のうち外壁、屋根等の工事及び除去に係る工事で、景観の形成上必要と認める工事	補助対象経費の1/2以内 (他の補助金等がある場合はその補助金等を控除した額)	80万円
				大規模な修繕、模様替え及び外壁面の色彩の変更に係る工事のうち景観の形成上必要と認める工事		30万円
		工作物	門、塀、屋外建築設備及び地上工作物	新設、増築、改築及び移転に係る工事のうち屋上施設及び壁面設備又は地上設備の工事及び除去に係る工事で景観の形成上必要と認める工事		30万円
				大規模な修繕、模様替え及び外壁面の色彩の変更に係る工事のうち景観の形成上必要と認める工事		20万円

	土地の所有者 又は権利を有 する者	生 垣	<p>景観形成基準に基づき行われる生垣の設置</p> <p>注</p> <p>(1)生垣の延長は、連続2m以上であること。</p> <p>(3)樹木の高さが概ね0.5m以上で、かつ、樹木の数が延長1m当り2本以上であること。</p> <p>(4)生垣に適した樹種とすること。</p> <p>(5)植栽の盛土をブロック等で囲む場合は、宅地面から50cm以下であること。</p>	<p>新規 3,000円/m</p> <p>既存ブロック 5,000円/m</p>	9万円
景観形成活動	住民団体等	景 観 形 成 活 動	<p>優れた景観形成に寄与すると認められる行為</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 沿道水辺緑化活動における樹木、花等の植栽及び管理に係る経費</li> <li>2. 道路、公園、河川、海岸等の公共空間の除草・清掃等に係る経費</li> <li>3. 重要文化的景観の保存・活用に関する研修会、アンケート調査の実施等に係る経費</li> <li>4. 重要文化的景観の周知・広報活動に関する活動及び研修に係る経費</li> <li>5. その他市長が特に認めた活動</li> </ol>	補助対象経費 の1/2以内	市長がその 都度、額を決 定する
その他		そ の 他	その他市長が特に認めた景観の形成に係る経費		

## 別表第2（第4条関係）

## 天草市文化的景観形成事業補助金交付申請書添付書類

補助対象項目	行為の種類	図書の種類	明示すべき事項等
景観形成事業	建築物及び工作物の新築、新設、増築、改築、除去、移転、大規模な修繕又は模様替え	同意書	市民税等を滞納していないことを証するための調査への同意
		位置図	方位及び行為地、周囲の状況がわかるもの
		配置図	敷地の境界線と建築物及び工作物の位置がわかるもの
		各階平面図	建築物にあっては外部設備機器、工作物にあっては主要部分の材料及び種別がわかるもの
		屋根伏図	仕上げ材料、方法及び色彩等がわかるもの（着色図・マンセル値）
		各面の立面図	仕上げ材料、方法及び色彩等がわかるもの（着色図・マンセル値）
		付近写真	敷地周辺の状況がわかるカラー写真
		工事見積書	工事内容ごとの金額がわかるもの
	建築物及び工作物の外壁面の色彩の変更	同意書	市民税等を滞納していないことを証するための調査への同意
		位置図	方位及び行為地がわかるもの
		各面の立面図	仕上げ方法及び色彩がわかるもの（着色図・マンセル値）
		付近写真	敷地周辺の状況がわかるカラー写真
		工事見積書	工事内容ごとの見積金額
	生垣の設置	同意書	市民税等を滞納していないことを証するための調査への同意
		位置図	方位及び行為地がわかるもの
		配置図	敷地の境界線と生垣の位置、周囲の状況がわかるもの
		植栽計画図	樹種及び本数がわかるもの
		付近写真	敷地周辺の状況がわかるカラー写真
工事見積書		工事内容ごとの金額がわかるもの	
景観形成活動	その他の景観形成	事業計画書	事業の内容、予算等がわかるもの

## 別表第3（第5条関係）

## 天草市文化的景観形成事業補助金実績報告書添付書類

補助対象項目	行為の種類	図書の種類	明示すべき事項等
景観形成事業	建築物及び工作物の新築、新設、増築、改築、除去、移転、大規模な修繕又は模様替え	完成写真及び工事施工の記録写真	カラー写真
		配置図	敷地の境界線と建築物及び工作物の位置がわかるもの
		各階平面図	建築物にあつては外部設備機器、工作物にあつては主要部分の材料及び種別がわかるもの
		屋根伏図	仕上げ材料、方法及び色彩等がわかるもの（着色図）
		各面の立面図	仕上げ材料、方法及び色彩等がわかるもの（着色図）
		付近写真	敷地周辺の状況がわかるカラー写真
		契約書等の写し及び代金請求書等の写し	行為の内容ごとに要した経費を証する書類を含む
	建築物及び工作物の外壁面の色彩の変更	完成写真及び工事施工の記録写真	カラー写真
		各面の立面図	仕上げ方法及び色彩がわかるもの（着色図）
		付近写真	敷地周辺の状況がわかるカラー写真
		契約書等の写し及び代金請求書等の写し	行為の内容ごとに要した経費を証する書類を含む
	生垣の設置	位置図	方位及び行為地がわかるもの
		配置図	敷地の境界線と生垣の位置がわかるもの
		植栽計画図	樹種及び本数がわかるもの
		付近写真	敷地周辺の状況がわかるカラー写真
契約書等の写し及び代金請求書等の写し		行為の内容ごとに要した経費を証する書類を含む	
景観形成活動	その他の景観形成	事業報告書	事業内容、決算（領収書等含む）、人員等がわかるもの



様式第 1 (第 3 条関係)

天草市文化的景観形成事業事前協議書

平成 年 月 日

天草市長 様

住所  
申請者 氏名 印  
(連絡先: )

天草市文化的景観形成事業補助金交付要領第 3 条の規定に基づき、下記のとおり関係図書を添えて協議します。

記

1 補助対象事業の内容

2 計画事業期間  
着手予定年月日 平成 年 月 日  
完了予定年月日 平成 年 月 日

3 添付図書  
位置図 配置図 平面図 屋根伏図 立面図  
写真 見積書  
事業計画書 規約・定款・会則等

様式第2（第3条関係）

天草市文化的景観形成事業事前協議通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

天草市長 印

平成 年 月 日付で協議がありました天草市文化的景観形成事業事前協議については下記のとおりです。

記

1. 補助対象事業の内容

2 計画事業期間 着手予定年月日 平成 年 月 日  
完了予定年月日 平成 年 月 日

3 助言等の内容

様式第3（第4条関係）

天草市文化的景観形成事業全体計画協議書

平成 年 月 日

天草市長 様

住所  
申請者 氏名 印  
(電話 : )

天草市文化的景観形成事業補助金交付要領第4条の規定に基づき、下記のとおり関係図書を添えて全体計画の協議を申請します。

記

1 補助対象事業の内容

2 全体事業費 金 円

3 全体事業期間  
着手予定年月日 年 月 日  
完了予定年月日 年 月 日

様式第4（第4条関係）

天草市文化的景観形成事業全体計画承認通知書

平成 年 月 日

様

天草市長 印

平成 年 月 日付で協議のありました、天草市文化的景観形成事業全体計画について下記のとおり承認します。

記

1. 補助対象事業の内容

2. 全体事業費 金 円

3. 補助対象事業費 金 円

4. 全体補助金額 金 円

5. 全体事業期間 着手予定年月日 平成 年 月 日  
完了予定年月 平成 年 月 日

参考様式（第4条関係）

同意書

天草市文化的景観形成事業補助金の交付申請にあたり、交付決定の可否等についての審査のため、私の市税等の納付状況を市担当者が調査することに同意します。

住 所

氏 名

印

①市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料  
後期高齢者医療保険料

納付済み 未納 該当なし

調査日： 年 月 日

担当者：

②保育料

納付済み 未納 該当なし

調査日： 年 月 日

担当者：

③上水道・下水道 使用料

納付済み 未納 該当なし

調査日： 年 月 日

担当者：

様式第 5 (第 9 条関係)

年 月 日

天草市長 様

住所  
申請者 氏名 印  
電話番号

代理受領委任状

天草市文化的景観形成事業補助金交付要領第 9 条の規定により、補助金の請求及び受領を、下記の代理受領者に委任します。

記

1 補助対象事業の内容

2 代理受領者

住所  
会社名  
氏名 印  
電話番号

様式第6（第10条関係）

年 月 日

天草市長 様

住所  
申請者 氏名 印  
電話番号

代理受領変更届

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった天草市文化的景観形成事業補助金について、下記のとおり変更したいので天草市文化的景観形成事業補助金交付要領第10条第1項の規定により届け出ます。

記

1 補助対象事業の内容

2 代理受領者

変更前 住所  
会社名  
氏名 印  
電話番号

変更後 住所  
会社名  
氏名 印  
電話番号

3 変更理由

様式第7（第10条関係）

年 月 日

天草市長 様

住所  
申請者 氏名 印  
電話番号

代理受領中止届

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定通知のあった天草市文化的景観形成事業補助金について、下記のとおり代理受領を中止したいので天草市文化的景観形成事業補助金交付要領第10条第2項の規定により届け出ます。

記

1 補助対象事業の内容

2 代理受領者

住所  
会社名  
氏名  
電話番号

3 中止理由



様式第8（第11条関係）

年 月 日

天草市長 様

住所  
代理受領者 氏名 印  
電話番号

申請者 氏名

代理受領補助金請求書

年 月 日付け 第 号で確定通知のあった天草市文化的景観形成事業補助金として、天草市文化的景観形成事業補助金交付要領第11条第1項及び天草市補助金等交付規則第15条の規定により請求します。

記

請求額		円
口座振替先	金融機関及び支店名	
	口座種別	
	口座番号	
	口座名義	

※添付書類

- ・実施した事業に係る申請者宛ての請求書
- ・実施した事業の費用から補助金額を差し引いた額の領収書の写し